

フロンティア分科会 運営要領

〔 平成 2 4 年 2 月 1 日 〕
〔 フロンティア分科会決定 〕

フロンティア分科会（以下「分科会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 分科会及び部会における配布資料及び議事要旨については、分科会・部会終了後、原則として、公表する。ただし、分科会座長又は部会長が必要と認める場合には、その一部又は全部を非公表とすることができる。
2. 分科会終了後、座長又は座長が指名する者が記者会見を行い、分科会の議事内容を説明するものとする。また、部会の議事内容の説明については、議事要旨の公表をもって代えるものとする。
3. この運営要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会で決定する。部会の運営についても、同様とする。